

法務省民二第263号  
平成28年3月24日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長  
(公印省略)

「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成28年法務省令第12号）の施行に伴い、平成17年12月6日付け法務省民二第2760号当職通達「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」の一部を下記のとおり改正し、本年4月1日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

1 通達第2の7から9まで関係

第2の7から9までを次のように改める。

7から9まで 削除

2 通達第2の11関係

第2の11を次のように改める。

11 削除

3 通達第2の12関係

第2の12中「筆界特定事務日記帳等に記録した書面」を「筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳に記録した書面」に、「筆界特定事務日記帳等に記録した年月日」を「これらの日記帳に記録した年月日」に改める。

不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて（平成17年12月6日付け法務省民二第2760号民事局長通達）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第2 筆界特定手続に関する帳簿等</p> <p><u>7から9まで 削除</u></p>	<p>第2 筆界特定手続に関する帳簿等</p> <p><u>(法務局又は地方法務局に備える帳簿)</u></p> <p>7 <u>法務局又は地方法務局には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。</u></p> <p>(1) <u>筆界特定受付等記録簿</u>  (2) <u>筆界特定事務日記帳</u></p> <p><u>(登記所に備える帳簿)</u></p> <p>8 <u>登記所には、規則18条第13号の筆界特定書つづり込み帳のほか、次に掲げる帳簿を備えるものとする。</u></p> <p>(1) <u>筆界特定関係簿</u>  (2) <u>筆界特定関係事務日記帳</u></p> <p><u>(保存期間)</u></p> <p>9 <u>次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>筆界特定受付等記録簿 受付の年の翌年から30年間</u>  (2) <u>筆界特定関係簿 受付の年の翌年から30年間</u>  (3) <u>筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳 作成の年の翌年から3年間</u></p>

1.1 削除

(日記番号等の記載)

1.2 筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳に記録した書面には、これらの日記帳に記録した年月日及び日記番号を記録するものとする。

(筆界特定事務日記帳等)

1.1 筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳(以下「筆界特定事務日記帳等」という。)には、筆界特定受付等記録簿、筆界特定関係簿その他の帳簿に記録しない書類の発送及び受領に関する事項を記録するものとする。

(日記番号等の記載)

1.2 筆界特定事務日記帳等に記録した書面には、筆界特定事務日記帳等に記録した年月日及び日記番号を記録するものとする。